

改訂後	改訂前
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第1条～第5条 省略）</p> <p>第6条（本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出頂いた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》 （一部省略）</p> <p>（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります） ➤ <u>住民基本台帳カード</u> ➤ 在留カード <p>（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの） 	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第1条～第5条 省略）</p> <p>第6条（本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出頂いた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》 （一部省略）</p> <p>（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります） ➤ <u>住民台帳基本カード</u> ➤ 在留カード <p>（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（<u>作成</u>・発行から3ヶ月以内のもの）

<p> ▶ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ▶ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの </p> <p> ≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて） (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可） <u>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</u> <u>(3) 代表者の本人確認書類（下記に記載する書類）</u> <u>(4) 取引担当者の本人確認書類（下記に記載する書類）</u> ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(4)は必要ありません。 <u>((3) 及び (4) については、下記(a)、(b)いずれかの方法に記載する書類)</u> <u>(a)顔写真付き本人確認書類（※1）</u> <u>(b)顔写真なしの本人確認書類2種類以上（※2）</u> <u>(※1)</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>個人番号カード</u> ▶ <u>運転免許証</u> ▶ <u>パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります）</u> ▶ <u>住民基本台帳カード</u> ▶ <u>在留カード など</u> </p>	<p> ▶ 印鑑証明書（<u>作成</u>・発行から3ヶ月以内のもの） ▶ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの </p> <p> ≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて） (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可） <u>(新設)</u> (2) 代表者の本人確認書類（<u>前号個人のお客様の場合と同様</u>） (3) 取引担当者の本人確認書類（<u>前号個人のお客様の場合と同様</u>） ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(3)は必要ありません。 <u>(新設)</u> </p>
---	---

<p><u>(※2)</u></p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）</u>➤ <u>住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの）</u>➤ <u>印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）</u>➤ <u>その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能なものであるもの</u> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月16日 改訂</p>	<p>(以下、省略)</p>
--	----------------